

兵庫県公報

令和2年10月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年10月1日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第12号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第29条の3で定めるもの」を「第29条2の3で定めるもの」に改める。

第56条第6項、第57条第5項並びに第61条第2項、第4項及び第5項中「第63条第1項」を「第63条」に改める。

第63条第1項第1号中「算出係数」を「勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数」に改め、同項第2号中「に252を乗じて得た額を算出係数」を「を勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間」に改め、同項第3号中「に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額」を削り、同条第2項を削る。

第67条第3項第1号中「算出係数」を「勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数」に改め、同項第2号中「に252を乗じて得た額を算出係数」を「を勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間」に改め、同項第3号中「に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額」を削り、同条第4項を削る。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。